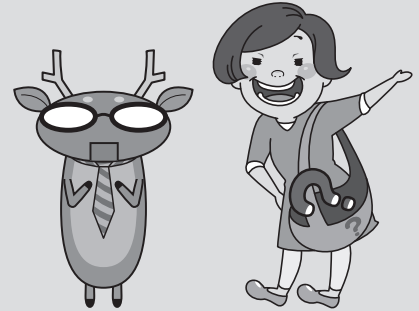


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 146 7月号

北海道立
消費生活センター



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



夏が到来。大通公園噴水前を走る子ども（札幌・大通公園、昨年7月）

主な内容

消費者月間5年ぶりに街頭啓発を実施……2	〈相談事例〉電気代が安くなると言われて…
機能性表示食品やトクホ……………3	……………5
未来を変えるエシカル消費	〈商品テスト〉棺内のドライアイスで二酸化
消費者市民社会を目指した行動……………3	炭素中毒……………6、7
暑い夏に備えよう……………4	9月のくらしのセミナー……………8
クレジットカードの貸し借りは違法……4	道庁ロビーでパネル展……………8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouthi-c.jp/>

悪質商法・特殊詐欺防ごう

消費者月間 5年ぶり街頭啓発

北海道立消費生活センターは北海道消費者協会、北海道、札幌市、北海道警察などとともに消費者月間としては5年ぶりの街頭啓発を5月20日、札幌駅前地下歩行空間「チ・カ・ホ」北3条広場で開催しました＝写真＝。デジタル社会の進展により、消費者被害も変化中、悪質商法・特殊詐欺被害防止に重点を置いたキャンペーンを行い、1,467人に来場いただきました。



当センターは、啓発パネルを展示するとともに、振り込め詐欺被害防止電話コーナーを開設。犯人に詐欺対策として会話の内容が録音されていることをアナウンスする機能や、勧誘電話を「玄関チャイム」機能で「お客さんが来たから」と言って電話を切るきっかけにできることなども紹介しました。衣食住や薬などについて研究する北海道消費生活コンサルタントクラブは活動内容をPRしました。

フェイク画像や偽サイト体験

北海道消費者教育PRキャラクター「ちえ子さん」と「かしこしか」の合成画像と記念撮影できる「フェイク画像に気を付けよう」コーナーでは、合成写真が簡単に作成できることを体験してもらいました。道警は、詐欺防止啓発コーナーを開設し、子どもミニ制服着用体験では、マスコット「ほくとくん」や札幌市消



費者教育イメージキャラクター「しろくま」が登場＝写真＝、親子が楽しく写真撮影していました。サイバーセキュリティコーナーでは、画面の広告をクリックすると、偽のサポートサービスに誘導される「テクニカルサポート詐欺」を疑似体験しました。

ステージでは、札幌消費者協会が「〇×クイズ」や劇団來楽（ライラック）の寸劇を披露。クイズでは「クーリング・オフは店舗販売ではできないことを知らなかった」といった声もありました。寸劇では、不用品を買い取ると言われ、ラジカセを出すつもりが、いきなり家に上がられて貴金属を要求されるといった事例が紹介されました。

北海道くらし安全局道民生活課は、特殊詐欺被害の電話体験会＝写真＝を行い、参加者はどのような言葉でだまされるのかを体験しました。



見守りロボットも登場

見守りロボット「BOCCO emo（ボッコエモ）」が、3つの「どれが詐欺かな」クイズを音声で出題するほか、声を使った家族間でのやりとりや、センサーで危険を知らせる機能を紹介。「見守りにいいね」といった参加者の声がありました＝写真＝。

スタンプラリーでは、展示コーナーやステージの体験会などに参加すると、エコバッグや筆記具などを贈呈しました。

フードバンク事業を行う(株)FF（本社・札幌）の協力を得て、家庭に眠る食品を、必要な人に提供するフードドライブを実施。計4.8㌦の食品をお寄せいただき、イベント終了後、同社から届けていただきました。



機能性表示食品やトクホ 表示確認して選択を

小林製菓の紅麹（べにこうじ）関連製品による健康被害問題で「機能性表示食品」という言葉を耳にします。「特定保健用食品（トクホ）」などどう違うのでしょうか。

機能性表示食品は、2015年に消費者庁が新たに認めた制度です。それまで機能性を表示できる食品は、国が個別に許可する「トクホ」と呼ばれる特定保健用食品と、国の規格基準に適合した食品に限られていました。しかし、「機能性をわかりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者が正しい情報を得て選択できる」ことを目指し、機能性表示食品制度が始まりました。

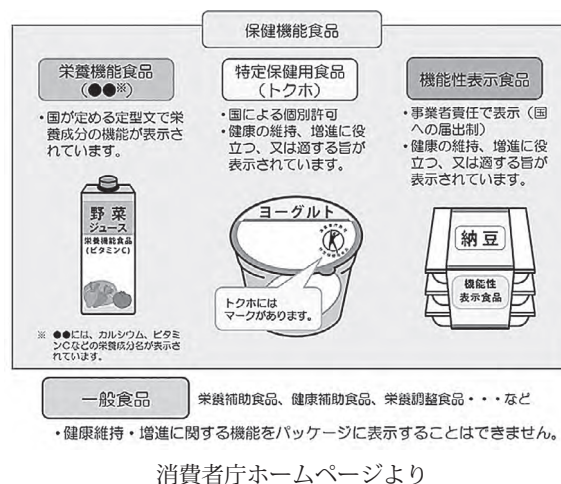
トクホは、国が厳格な審査を行い、有効性や安全性を認めた食品に表示されます。商品には、消費者庁が許可したことを示す「人がバンザイをするようなマーク」が付き、特定の保健機能について表示できます。

一方で、機能性表示食品には消費者庁許可のマークはなく、必ず「機能性表示食品」と記載するよう義務付けられています。トクホ

の申請にはヒトでの試験により実証された健康機能への裏付けが必要ですが、機能性表示食品はヒトでの試験に限らず、文献調査で科学的な根拠を示すことで届出できます。

このほか消費者庁が認めるものに「栄養機能食品」があり、特定の栄養成分の補給に利用され、栄養成分の機能を表示するものをいいます。1日に摂取する栄養成分量が定められ、注意喚起表示が義務化されています。多量に摂取しても疾病の治癒や、健康の増進につながるものではないことを示します。

こうした食品を選ぶ際は、表示をじっくり確認することが大切です。



未来を変えるエシカル消費

エシカル消費とはどのようなものか、本誌ではさまざまな考えを紹介してきました。今回は消費者市民社会を目指し、エシカル消費を実践する方法を紹介します。

■**購買行動** 地産地消を意識し、地元の店での買い物や地域の特産品などを優先して購入しましょう。地域経済の活性化につながります。地元の産品を購入すれば、物流にかかるエネルギーを抑制でき、環境の保護にもつながります。自然災害などの被災地や、福祉施設などの産品を購入することは、被災地支援や障がい者の自立支援につながります。



す。障がい者支援に力を入れる企業の製品を選ぶこともエシカル消費のひとつです。

■**広報活動** エシカル消費の普及・啓発を行いましょう。消費者庁は、消費者が「自分事」として理解し、日々の生活の中で行動できるように、交流サイト（SNS）を通じた動画等の情報提供を行っています。

■**フェアトレード** 直訳すると「公正な貿易」となるフェアトレードは、開発途上国の人々や環境に配慮した方法で作られた原料や製品を適正な価格で継続的に購入し、生産者の生活改善と自立を目指すことです。フェアトレード商品を購入しましょう。

こうした行動により、消費者市民としてエシカル消費の実践が可能です。一人ひとりの消費者が自身の消費行動を考え、実践すれば、持続可能な社会の発展に貢献できます。

暑い夏に備えよう

間もなく夏本番。近年は、北海道も猛暑日が続き、冷房機能が付いたエアコンを設置する家庭が増えました。暑い夏に備えて実践したい、くらしの豆知識をまとめました。

■冷房器具の試運転を

夏を快適に過ごすには、エアコンの試運転を行いましょう。メーカーが推奨するのは、冷房モードで10分ほど運転し、冷風が出ているか、ランプが点滅していないか、室内機から水漏れがないか確認しましょう。風が出ない、すぐ止まる、臭いがする、水漏れや異音があるなど正常でない場合はメーカーや販売店に相談しましょう。

扇風機も次の4点を確認しましょう。

- ①羽根やフィルターがほこりで汚れていないか＝汚れた羽根は風量を低下させる可能性があります。
- ②電源コードやプラグが傷ついていないか＝断線や劣化は発火の可能性があり、修理・交換しましょう。
- ③安定した場所に設置し倒れないように注意＝電源コードを引っかけないように配置する。
- ④風量や角度を適切に設定し、部屋の大きさや温度に合わせて調整する。



■マイボトル しっかり洗浄

夏は気温が上昇し、雑菌の繁殖が増える季節です。一般的な食中毒のほか最近、利用が増えているマイボトルの洗浄も注意が必要です。正しい洗い方を紹介します。

マイボトルのパッキン部分はカビが発生しやすい場所です。定期的に取り外して洗浄しましょう。金属製たわしは傷の原因となり、汚れや雑菌がたまります。柔らかなスポンジを使いましょう。ふたがコップになるマイボトルは中の飲み物と直接、口が触れないので雑菌が入りにくいとされます。

■野菜は正しく保存し、無駄なく

夏は野菜の傷みも早く、鮮度を保ちながら無駄なく使い切るには、それぞれ適した保存方法があります。

トマトは寒さに弱いのでキッチンペーパーに包み、へたを取らず、へた側を下にして保存袋に入れ、野菜室へ。キュウリは水気を拭き取り、1本ごとラップで包み、へたを上にして野菜室へ。ナスは冷蔵庫で冷やし過ぎるとタネが黒くなります。2、3個ずつキッチンペーパーに包み、保存袋へ。ゴーヤは、痛みやすいワタとタネを取り、切り口の水分を取ってラップで包みます。

クレジットカードの

貸し借りは違法です

「クレジットカードを作るのに名前を貸して」と言われると、多くの人は断ると思います。こうした名義貸しは犯罪行為ですが、クレジットカードを貸すのも違法です。

他人のカードを使って、買い物をしたりキャッシングをしたりする行為は、詐欺罪に該当し、カードを貸した側も規約違反の名義貸しに相当します。場合によっては同じ刑罰が科される可能性があります。

カードを貸し、使われた買い物やキャッシングの借金は、当然ながらカードを貸した人に請求されます。「自分の借金ではない」と主張しても責任を逃れることは難しいでしょう。

カード名義人の本人が同乗せずに、その家族がETCカードを使って高速道路を利用し、高速道路会社をだまして料金の割引を受けたとして電子計算機使用詐欺罪を適用された例もあります。カードの貸し借りは犯罪行為とみなされ、大切な人間関係を崩すことにもなりかねないので、絶対にやめましょう。

また、不正に入手した個人情報等を使い、本人になりすましてクレジットカードが使われる被害も多発しています。カード会社からの利用明細は必ず確認し、覚えのない取引があればカード会社に照会しましょう。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

☎ 050-7505-0999消費者ホットライン ^{いやや} **☎188**（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。**電気代が安くなると言われて申し込んだが…**

クーリング・オフはできる？

Q 6日前、電話で事業者から、「電力会社を変更しないか。割引があるので、今よりも10%ぐらいいは安くなる。」と、勧誘を受けた。安くなるなら良いと思い、勧誘を受けた電力会社に検針票の内容を伝え



て、申し込みした。2日前、重要事項説明書と書かれた書類などが届いた。知人に契約について相談すると、電力会社を変更する必要があるのかと聞かれて、解約を考えるようになった。重要事項説明書にはクーリング・オフの記載があるが、クーリング・オフはできるか。（80代 女性）

A 電話勧誘で電気の契約をした場合は、特定商取引法の電話勧誘販売に該当し、事業者は同法で定められた内容を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。また、北海道消費生活条例では、勧誘の際に、消費者に十分な情報を提供せずに、「安くなる」などと断定的な判断を提供して勧誘することは、不当な取引方法として禁止しています。

センターで重要事項説明書等を確認したところ、料金については「ホームページ参照」とのみ記載されており、具体的な料金は書かれておらず、書面の記載内容が不足していました。また、料金についても、具体的な割引金額等の説明は受けておらず、書面にも記載はありませんでした。

相談者には、クーリング・オフができることを伝えて、クーリング・オフ通知の書き方について説明しました。センターから事業者に連絡したところ、「まだ電気の変更は行っておらず、解約に応じる。支払方法に関する書類を送付したが、破棄してほしい」とのこ

とだったため、その旨を相談者に伝えて、相談を終了しました。

電気の契約における注意点

転居の際などに、契約したい業者をネットで探そうと検索すると、検索上位に表示された電気に関するサイトは、意図していない事業者の広告の可能性もあります。サイトを見る場合は、どの事業者のサイトなのか、よく確認しましょう。

また、市場連動型の料金プランの場合、電気を仕入れる際の価格に連動して電気料金が決まります。市場価格の変動により電気料金が高くなる場合もありますので、契約を締結する際は料金プランなどの契約内容をよく確認しましょう。このほか、氏名や住所、顧客番号などの検針票に記載された情報は個人情報となります。電話勧誘や訪問販売でこれらの情報を聞かれても、契約しないのであれば教える必要はないので、注意しましょう。

困ったときには一人で悩まず、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

棺内のドライアイスによる 二酸化炭素中毒に注意

国民生活センター
のテスト（抜粋）

葬儀の際、遺体の保冷のため棺（ひつぎ）内にドライアイスを置くことがあります。そのドライアイスから発生した二酸化炭素による中毒が疑われる死亡事故情報が、消費者庁に寄せられています。そこで、棺に接する際に注意してほしいポイントを、国民生活センターが行ったテスト結果を踏まえて紹介します。

事故事例

- ・葬儀場において、ドライアイスを敷き詰めた棺の小窓を開けたそばで、意識不明の状態で発見され、搬送先の病院で死亡した。
- ・葬儀場において、ドライアイスを敷き詰めた棺に顔を入れた状態で発見され、搬送先の病院で死亡が確認された。
- ・自宅において、ドライアイスを敷き詰めた棺に顔を入れた状態で発見され、死亡が確認された。

ドライアイスの特性

ドライアイスは、二酸化炭素の固体であり、 -78.5°C で固体から直接、気体に変化（昇華）し、1 kg のドライアイス（約0.64L）は、約500Lの体積の気体に膨張します。二酸化炭素の気体は無色・無臭であり、空気約1.5倍の重さがあるため、拡散はするものの、低い場所へ流れてたまるという特性があります。

二酸化炭素及び酸素の濃度と人体への影響

人は呼吸により、空気中の酸素を体内に取り込み、二酸化炭素を排出します。空気中には酸素が約21%、二酸化炭素が約0.04%含まれ、呼気中には酸素が約16%、二酸化炭素が約4%含まれます。吸入する空気中の酸素濃度が低い場合には、いわゆる「酸欠」の症状が現れますが（表1）、二酸化炭素濃度が高

い場合は、呼気への二酸化炭素の排出が阻害されることにより人体に中毒症状が現れ、生命に危険が及びます（表2）。

二酸化炭素中毒は、酸素濃度が十分にあっても生じるとされ、高濃度の二酸化炭素はそれ自体の有害性が過去の事故等から知られています。また、症状を自覚してから意識消失までの時間が短いため、自身で退避することが困難であるほか、転倒や転落などの被害も考えられます。ドライアイスによる二酸化炭素中毒事故は、ドライアイスの製造、輸送、貯蔵過程での労働災害が多く、消費者の事故はあまり例がありません。葬儀中の事故事例では、遺族らが棺の中に顔を入れて高濃度の二酸化炭素を吸入して意識を失い、そのまま心肺停止に至ったものと推測されます。

表1 酸素濃度と人体への作用

濃度	症状
12～13%	視力、情動、筋肉の細かい共同運動に障害
11%	判断力低下、無痛、筋肉の共同運動の著しい障害
10%	進行する中枢神経の抑制、意識消失

表2 二酸化炭素濃度と人体への作用

濃度	症状
0.5%	1日8時間、週40時間曝露の際の許容濃度
3.0%	短時間曝露許容濃度：呼吸困難、頭痛、めまい、吐き気
4.0%	脱出限界濃度（30分以内に、脱出不能な状態あるいは不可逆的な健康被害をきたすことなく脱出できる限界濃度のこと）
5.0%	めまい、頭痛、錯乱、呼吸困難
8～10%	激しい頭痛、発汗、目のかすみ、ふるえ 5～10分で意識消失
30%	ほとんど即時に意識消失

棺内の二酸化炭素及び酸素濃度の測定

○棺の蓋を閉めた状態

棺内にドライアイスを設置し、蓋（ふた）を閉めた状態で棺内の濃度を調べました（グラフ、試験開始～420分後）。

- ・二酸化炭素濃度は、テスト開始20分後には「ほとんど即時に意識消失」とするとされる濃度（30%）を超え、4時間（240分）後には90%前後でほぼ一定となりました。

- ・酸素濃度は、1時間後には「意識消失」するとされる10%程度まで低下しました。

○棺の蓋を開けた状態

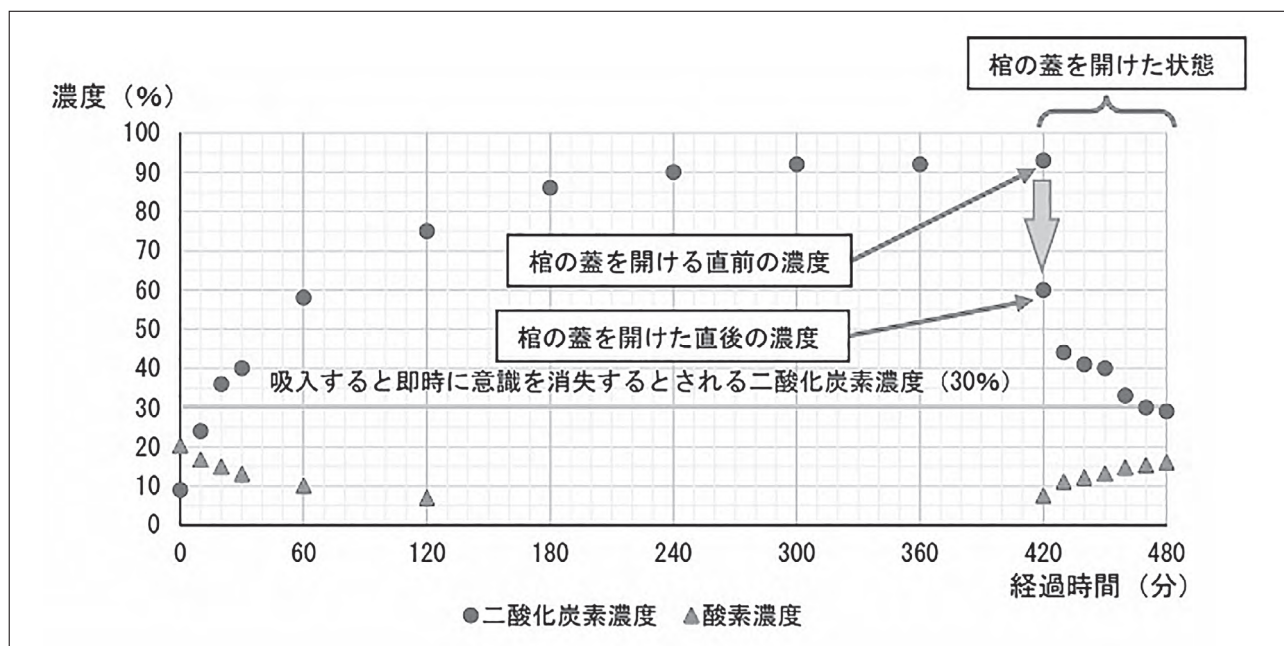
二酸化炭素濃度が90%前後でほぼ一定となった状態から、静かに棺の蓋を全て開けた時の濃度を調べました（**グラフ**、420分以降）。

- ・二酸化炭素濃度は、蓋を開けた直後に約60%まで急激に低下しましたが、その後、低下は緩やかになり、約50分が経過しても「ほとんど即時に意識消失」するとされる30%以上を維持していました。
- ・酸素濃度は、蓋を開けた直後は約10%で、そこから緩やかに上昇し、50分後には約15%となりました。

これは、二酸化炭素が空気よりも密度が大きいため、蓋を開けても空気の大きな対流が起こらない限り、棺内に残りやすく、ドライアイスから昇華した二酸化炭素が継続して棺内に充満しているためと考えられます（**図**）。

アドバイス

- ・遺体に話しかける等の際は、棺の中に顔を入れて高濃度の二酸化炭素を吸い込まないようにしましょう。
 - ・室内に二酸化炭素が滞留しないよう、十分な換気を行いましょう。
 - ・寝ずの番（線香番）を行う際は、万が一の場合に備え、一人にならず、なるべく複数の人で見守りましょう。
 - ・棺に顔を近づけて気分が悪くなったら、すぐに棺から離れて換気の良い場所へ移動しましょう。異常があれば直ちに119番通報をしましょう。
 - ・棺の窓や蓋の開閉等、棺を取り扱う上で不明なことがあれば、葬儀業者に確認しましょう。
- ※詳細は国民生活センターのホームページを参照ください。



グラフ 棺内の二酸化炭素及び酸素濃度の推移

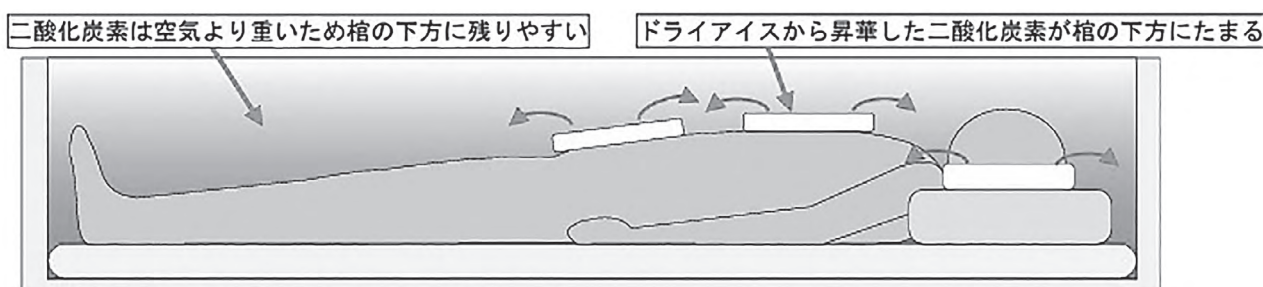


図 蓋を開けても棺内の二酸化炭素濃度が高濃度で維持される理由

オーラルケアをテーマに

9月のくらしのセミナー

道立消費生活センターは本年度、公開講座「くらしのセミナー」を5月から月1回、計7回開催します＝写真＝。専門家を講師に招き、旬の話題を分かりやすく解説します。受講無料。

令和6年度 道立消費生活センター公開講座

くらしのセミナー 参加無料

12月15日（土）15時～16時30分

第1回 急増するネットトラブルの被害
～被害の防止と被害発生時の対応～

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月22日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年4月28日（水）～令和6年5月17日（金）

第2回 日本人の主食「米」の魅力
～お口の健康を考えた食生活～

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月23日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月23日（土）～令和6年5月23日（土）

第3回 リーダーズ・エコーノミー（循環経済）とは～ゴミを出さない新たな経済社会の実現に向けて～

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月24日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月24日（土）～令和6年5月24日（土）

第4回 オーラルケアとは～口から健康を考える～

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月25日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月25日（土）～令和6年5月25日（土）

第5回 北海道の消費から始める「アパレル」の消費生活

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月26日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月26日（土）～令和6年5月26日（土）

第6回 食料安全保障を考える（仮）

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月27日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月27日（土）～令和6年5月27日（土）

第7回 サプリメントって何？健康食品とは～消費者の権利と責任～

講師：北海道消費生活センター 主任 佐藤 浩二
日 時：令和6年5月28日（土）13時00分～15時00分
申込期間：令和6年5月28日（土）～令和6年5月28日（土）

申し込み・問合せ 北海道立消費生活センター 教育啓発グループ
TEL 011-221-0110（道庁本庁舎内）（道庁本庁舎内）
FAX 011-221-4210 Eメールアドレス kashu@do-syohu-c.jp
〒050-0003 札幌市中央区南5条7丁目道庁別館西棟2F ホームページ <https://www.do-syohu-c.jp>

第3回は7月3日（水）、「サーキュラーエコノミー（循環経済）とは～ゴミを出さない新たな経済社会の実現に向けて～」と題し、環境事業コーディネーターの柴田真年氏（元北海道環境財団補助事業局長）を講師に、サーキュラーエコノミーの仕組みや事例を紹介し、私たちがくらしの中で取り組めることを考えます。

第4回は9月4日（水）午後1時より、「オーラルケアとは～口から健康を考える～」と題し、生活用品メーカーのライオン札幌オフィスの三浦智子氏が今ある歯を1本でも多く守るために、毎日のセルフケアとして、歯ブラ

シや歯間ケアの選び方・使い方を体験的に解説します。申し込みは7月4日から8月30日まで。毎回、会場定員60人、オンライン受講100人。10月以降の日程は当センターのホームページに随時掲載します。問い合わせは教育啓発グループ ☎011-221-0110へ。

道庁ロビーでパネル展

5月23、24の両日、北海道庁1階ロビーで、北海道くらし安全局消費者安全課がパネル展を開催しました。当センターが作成した啓発用貸出パネルや、特殊詐欺被害の注意を呼びかけるリーフレットなどを展示し、延べ100人が来場しました＝写真＝。

当センターは、消費生活展やイベントに利用できる最新の内容を含めた啓発用パネルを貸し出しています。対象は、道内の消費者団体や市町村など。貸し出し及びデータのダウンロードに関しては教育啓発グループ ☎011-221-0110へ。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟
TEL 011-221-0110
FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<https://www.do-syohu-c.jp/>

北海道立消費生活センター

検索

